

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

福祉局

1 日 時 令和6年9月12日（木）午前10時00分 ～ 正午

2 場 所 市役所地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会

4 協議等の趣旨 介護保険料の引き下げ等についての協議

5 出 席 者

（団体側）

5人

（本 市）

福祉局 1人

6 議 事

（1）介護保険料について（項目番号1）

団体要望概要

- ・要介護認定率が全国平均であれば、保険料はそこそこに抑えられるけども、大阪市のように27%を超える認定率になると、今回のような9,000円を超える保険料額になる。このような高額な保険料負担は高齢者の負担能力の限界を超えており、保険制度として間違っているのではないかと。
- ・要介護認定が27%ということは、認定を受けていない、介護サービスを利用していない方が7割以上いるということ。それにもかかわらず、今回のような高額な保険料を負担していくのは限界にきている。
- ・介護保険制度について、高齢者の負担を考慮するよう、より強く国に働きかけられたい。

本市説明概要

- ・保険料基準額が非常に高いということは、本市としても重く受け止めており、改善できるよう今後も様々な取組を検討、実施していく。
- ・介護サービスを利用していない方の保険料負担については、高齢者どなたも要支援・要介護になる可能性があるため、制度を高齢者全体で支えるものとして負担をお願いしているものである。
- ・毎年大阪市として、介護保険制度の安定運営について国に要望しており、今後、保険料基準額が全国一になったということも踏まえ、やり方は検討していく。

（2）介護保険料引き下げのための一般財源繰入について（項目番号2）

団体要望概要

- ・保険料負担は限界にきている。一般財源の繰入については法令上禁止されていないため、これにより保険料を引き下げるべきである。
- ・保険料段階第1、第2段階の保険料基準額に対する割合が他都市と比べて大きく、低所得者に大変な負担となっている。割合の引き下げを行うべきである。
- ・保険料基準額を引下げるために、保険料段階のさらなる多段階化を実施されたい。

本市説明概要

- ・法令上、一般財源繰入を禁止する旨明文化されていないものの、厚生労働省の通知では保険料減免分に対する一般財源の繰入は適当でないとされており、受益と負担の関係から、高齢者、2号被保険者、公費の負担割合をそれぞれ定めた法の趣旨からして、法の定めを超える公費の負担が適当でないと本市も考えている。
- ・第1、第2段階については、他都市と比較して割合が大きくなっており、第2段階の方には大変な負担となっていることは認識している。この段階に該当する被保険者が多いため、割合を引き下げると保険料基準額がさらに高額となることから、第6期計画の割合設定から変更に至っていなかったが、第9期では国の標準段階における引き下げが実施され、本市も同率の引き下げを行い、低所得者の負担軽減に努めている。他都市との比較では依然割合は大きいですが、今後も保険料基準額改定時に引き続き検討していく。
- ・段階数については、国の標準段階数13に対し、大阪市は14段階としており、国よりも細やかな対応を行っている。第9期では低所得者の保険料割合を引下げるため、課税層の割合をそれまでよりも大きくしており、多段階化を実施すると2重に割合が大きくなる層が存在することから、検討のうえで第8期の段階数から変更しなかったものである。今後、次期保険料基準額改定時に向け、他都市状況を参考に検討していく。